

北上市教育委員会告示第2号

北上市大乘神楽調査委員会要綱を次のように定める。

令和6年1月29日

北上市教育委員会教育長 平 野 憲

北上市大乘神楽調査委員会要綱

(設置)

第1 岩手県指定無形民俗文化財和賀の大乘神楽（以下「大乘神楽」という。）の調査、研究及び映像記録等の保存に資するため、大乘神楽調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大乘神楽の調査及び研究に関すること。
- (2) 大乘神楽の記録及び資料整理に関すること。
- (3) 報告書の作成及び映像の記録に関すること。
- (4) その他大乘神楽の調査等の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の実施に当たっては、必要に応じ関係機関等に資料の提出を求めることができる。

(組織)

第3 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、教育長が招集する。

2 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化財課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。